

第 22 回 建築構造基準委員会・構造関係規定のあり方に関する検討会（第 9 回）合同会議
議事要旨

日時：令和 5 年 10 月 10 日（火）15:00～17:00
（一財）日本建築防災協会 3 階会議室（WEB 併用）

1 開会

2 議事

（1）構造関係規定改正に関する今後のスケジュールについて
（説明のみで特に質疑等はなし）

（2）改正法等を踏まえた関係告示改正等の原案・概要について

①審議事項の全体像＜審議＞

（説明のみで特に質疑等はなし）

②改正法等を踏まえた関係告示改正について＜審議＞

- ・壁量の倍率の上限を撤廃するにあたり、高耐力壁が機能するよう、水平構面のせん断力の伝達性能について規定するのか。
⇒水平構面のせん断力の伝達の規定化は行わないが、留意するよう周知を行う。
- ・準耐力壁は耐力壁と何が違うのか。
⇒準耐力壁は柱と間柱のみにくぎ打ちをしたものや、面材の一部に開口が空いているもの。
壁が付いていない柱の部分が弱点となるため、準耐力壁等を多く用いる場合には、柱の折損等が生じないことの確認を求める。
- ・重い屋根や軽い屋根の区分に代わる必要壁量の算定式についてきちんと計算可能なのか。
⇒算定の支援のため、表計算ツールや早見表の準備を進めている。
- ・四分割法や柱頭・柱脚の接合部の検討における準耐力壁等の存在壁量への算入について、必要壁量の $1/2$ 以下では考慮しないとする理由如何。
⇒四分割法では、安全側に見て考慮しないこととしている。柱頭・柱脚の接合部の検討では、倍率 1.5 倍以下の準耐力壁等は既存建築物においても一定考慮できるようにしつつ、倍率 1.5 倍を超える準耐力壁等は緊結することとしている。
- ・腰壁や垂れ壁を存在壁量として考慮するのではなく、腰壁や垂れ壁の両側にある耐力壁や準耐力壁のせん断力への影響を考慮するという事ではないか。
⇒力学的には指摘の通りだが、簡易計算として落とし込んだ考え方で、壁倍率を算出することとしている。
- ・準耐力壁等が必要壁量の $1/2$ 超の場合において、存在壁量の算定で準耐力壁等を算入できる際の条件は大臣認定となるのか。 $1/2$ 以下の場合には条件が不要な理由はなぜか。
⇒性能評価試験等が第三者機関で適切に行われていればよいと考えている。必要壁量の半数以上が準耐力壁等になる場合の知見が十分でないため、柱の折損等の検証は行うべきと考える。

- ・新壁量基準の設定条件について、短辺の割増が方法①（算定式）では考慮されており、方法②（早見表）では考慮しないとする理由は何か。
⇒算定式では壁の重さを拾っているが、早見表では一定のプランに限定して検討するものであり、短辺の割増は考慮しないこととしている。
- ・「柱に壁が取り付く場合、当該壁の方向については柱の小径の検討は不要」とのことだが、この場合の壁は準耐力壁でも構わないのか。
⇒耐力壁に限定せず、準耐力壁でもよい。
- ・柱の小径の算定式において、支配面積が 5 m²超になると危険な数値になる可能性があるのではないか。
⇒表計算ツールの中で、5 m²を前提に計算した結果であることは周知したい。5 m²を超える場合は割増をするなど適切に考慮する必要性がある旨解説書等で示したい。
- ・全て準耐力壁等となるような木造建築物はあり得るのか。
⇒あり得る。このため、必要壁量の 1 / 2 超の場合は柱の折損等の検証を求める。
- ・四分割法で準耐力壁等は考慮しないとしても、偏心に影響がないかは検討した方がよいのではないか。
⇒モデルケースなどで引き続き検証したい。
- ・柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことの検証方法は解説などで示すべき。
⇒解説書等で示していきたい。
- ・「基礎は鉄筋コンクリート造に限定」とのことだが、建築基準法施行令第 3 章第 6 節の鉄筋コンクリート造の規定が適用されるのか。はりの規定が基礎ばりにも適用されるのか。
⇒基礎の立ち上がり部分は、同令第 3 章第 6 節ではなく、H12 建設省告示第 1347 号が適用される。戸建て住宅におけるこういったこれまでの扱いを変更することは考えていない。
- ・木造建築物等の増改築時における基礎の補強においては、あと施工アンカーを用いてもよいのか。
⇒H17 国土交通省告示第 566 号第 4 において規定し、基準解説書においても記載しており（告示上の表現は「アンカー」）、現行でも使用可能である。
- ・基礎に関する H12 建設省告示第 1347 号において、現在は規定されていない独立基礎の取り扱い如何。
⇒独立基礎は沈下の問題が大きくなるおそれがあり、これまで同様に構造計算によることで考えている。

③木質接着パネル工法の告示新設について

- ・木質接着パネル工法の構造計算ルートにおいて、高さ 16m 以下では剛性率の検証は不要とした理由は何か。
⇒高さ 16m 以下としても危険の度合いは大きくならない、との判断。
- ・設計可能な吹抜けの形態パターンの開孔周りの補強は何か示されるのか。
⇒解説書等で示すことを考えている。
- ・「耐力壁の端部に結合材を緊結した場合」の耐力壁の長さの考え方について、結合材の定義は示されるのか。
⇒告示の中で示すことを考えている。

(3) その他

3 閉会

以 上